

松本市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正の骨子（案）

1 総則

(1) 条例名

用語の整理に伴い、条例の名称を「松本市空家等及び空地の適正管理に関する条例」へ変更します。

(2) 用語の定義

ア 「空き家等」は法に基づき「空家等」に変更します。

イ 「空地」を新たに規定します。

ウ 「市民等」について、「市内に所在する法人及び団体」を加えます。

2 調査の方法

(1) 他の自治体への照会

空き家及び空地の所有者等の所在調査のため、他の地方公共団体に所有者情報の提供を求めることができる旨を規定します。

(2) 立入調査等

法に定める空き家への立入調査等を、空地についても規定します。

3 空き家及び空地に対する措置

(1) 命令に対する意見陳述のための手続き

法に定める空き家への、措置の命令に対する意見陳述に関する規定を、空地についても規定します。

(2) 緊急安全措置

著しい管理不全の空き家又は空地を放置することにより、市民の生命や財産に重大な損害が生じるおそれがある緊急の場合に、市が最低限の措置を講じることができる「緊急安全措置」を新たに規定します。

(3) 費用の徴収

緊急安全措置の実施後、所有者等から費用を徴収することができる旨を規定します。

4 その他

法に基づき、「松本市空家等対策協議会」を設置したことから、「松本市管理不全空き家等審議会」を廃止します。